

12月議会の報告・・・平野ふみかつ市議の質問から

公務労働の民間委託・民営化にあたって

低賃金労働の改善を！

・・・平野市議が一貫して要求・・・

「労務単価」どおりの賃金（日給）をもらっていますか？

【労務単価（平成24年度）】

| | 経験6年以上 | 3～6年 | 3年未満 |
|---------|---------|--------|--------|
| 市役所清掃業務 | 8,900円 | 7,300円 | 6,500円 |
| 市役所警備業務 | 10,800円 | 8,500円 | 7,400円 |

そのほか

ごみ収集業務の民間委託や
民営化された保育所の賃金は
どうなっているのでしょうか？

「公契約条例」とは・・・

市役所の仕事を、民間業者に発注・契約する際に、入札によって「際限のない賃下げ競争」にならないように、雇用する労働者の賃金や労働条件について「最低条件」を定めるものです。

千葉県野田市で全国発の条例が制定され、全国に広がり、地域の民間賃金にも影響を与えています。

別府市でも「公務労働の民間委託・民営化」がすすんでいます。「行政改革」ということですが、そのカゲで大量の低賃金労働者を生みだしています。平野ふみかつ市議は「際限のない賃下げ競争にならないように『公契約条例』の制定を」と、くりかえし求めてきました。

げんきニュース

2013年1月13日

市議会議員

平野文活 猿渡（えんど）久子

NO. 539